# 入札公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年10月27日

京都府立北桑田高等学校 校長 田中 良泰

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称及び数量 京都府立北桑田高等学校 CAD 室情報教育機器賃貸借 一式
  - (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 賃貸借期間 令和7年12月1日から令和13年11月30日まで
  - (4) 納入場所 京都府立北桑田高等学校
- 2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当 する組織の名称、所在地等

〒601-0534 京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥 15番地京都府立北桑田高等学校 電話番号 075-854-0022

- 3 入札説明書及び仕様書の入手方法
  - (1) 原則として、本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。
  - (2) 窓口配布を希望する場合は、本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。
- 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件等を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の いずれかの業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「電気・通信機器類」 - 小分類「パソコン・ネットワーク機器」 大分類「賃貸借」 - 小分類「コンピュータ機器」

- (3) 過去5年以内に当該業務と同種の業務実績を有する者で、納品後、当該物品に係る保守 点検、修理その他のサービスを、必要に応じて速やかに提供できる者あること。
- (4) 5 で定める一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。) の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指

名停止とされていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

#### 5 入札参加資格の認定手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立北桑田高等学校長(以下「校長」という。)に 申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

ア 原則として、本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

イ 窓口配布を希望する場合は、本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、契約 条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間

令和7年10月27日(月)から令和7年10月30日(木)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(5) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ア 京都府が実施する競争入札の参加資格を有していることを証する書面
- イ 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧(別記第2号様式)
- ウ 取引使用印鑑届 (別記第3号様式)
- エ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別記第4号様式)及び受任者の身分 証明書の写し

オ 保守・点検・修理等実施体制図 (別記第5号様式)

(6) 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立北桑田高等学校CAD室情報教育機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

### 8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。

#### 9 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者(6の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第7号様式)により当該変更に係る事項を校長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

### 10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(4の資格を有しない者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
  - ア 個人が死亡したときは、その相続人
  - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等 内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
  - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
  - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
  - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(別記第8号様式。以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する 書類その他校長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

#### 11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、 その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者 の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様 とする。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関 して不正の行為をしたとき。
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若し くは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1) 又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

## 12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

令和7年11月5日(水) 午前10時

イ 場所

京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥 15 番地京都府立北桑田高等学校 会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

ア 4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定 価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

### 13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

免除する。

### 15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。